

## 宇都宮市民プラザ会議室の使用申請について

### 1 使用申請について

宇都宮市民プラザの5階9番窓口で、「宇都宮市民プラザ使用許可・使用料免除申請書(様式1号)」により申請してください。

#### (1) 受付開始日

使用する月の3か月前の月の最初の開所日から窓口において申請を受け付けます。

例) 7月の利用は、4月1日から受け付けをします。

#### (2) 受付時間

午前10時から午後7時までです。

### 2 電話での使用の申出と使用の予定について

電話での空き状況の確認の後、使用の申出があった場合は、使用を予定しますので、速やかに(概ね10日以内)、直接窓口または郵送で、「宇都宮市民プラザ使用許可・使用料免除申請書(様式1号)」により、申請してください。

※上記の申請がされない場合は、使用の予定を取消し、他の使用希望者からの申請を受け付けます。

#### (1) 受付開始日

使用する月の3か月前の月の最初の開所日から使用の申出を受け付けます。

例) 7月の利用は、4月1日から受け付けをします。

#### (2) 受付時間

午前10時から午後7時までです。

なお、月の最初の開所日に限り、電話による使用の申出は、午前11時からです。

### 3 定期使用及び連続使用の制限について

定期的に使用する場合は、週1回までとします。

ただし、毎週決まった曜日の指定はできません。

連続使用の場合は、1か月を単位として5日以内とします。

### 4 キャンセルについて

キャンセルをされる場合にはすみやかに連絡をしてください。

- ・使用者の自己都合によらない場合 100%還付
- ・使用日の前30日までに使用者の都合により使用を取り消す場合 50%還付
- ・使用日の前3日までに使用者の都合により使用を取り消す場合 30%還付